

○江南丹羽環境管理組合事務分掌規則

〔昭和56年10月1日〕
規則第2号

改正 昭和57年3月31日 規則第1号
昭和59年3月30日 規則第1号
平成19年3月27日 規則第2号
平成23年3月25日 規則第2号
平成25年3月26日 規則第1号

(趣旨)

第1条 江南丹羽環境管理組合における事務処理の組織については、別に定めるものを除くほかこの規則の定めるところによる。

(事務局の設置)

第2条 江南丹羽環境管理組合事務局設置に関する条例(昭和56年条例第6号)第1条に規定する事務局に次の課を置き、その事務分掌は、別表のとおりとする。

庶務課

業務課

2 会計管理者の事務の補助は、庶務課において取扱うものとする。

(事務局長等の設置)

第3条 事務局に事務局長を置く。

2 課に課長を置く。

3 その他必要に応じて現場長及び機械操作主任を置くことができる。

(事務局長等の職務)

第4条 事務局長は、管理者の命を受けて、運営全般を掌理し職員を指揮監督する。ただし、事務局長に事故があったとき、又は事務局長が欠けたときは、管理者の命ずる職員がその職務を代理する。

2 課長は、上司の命を受けてその課に属する事項を処理する。

3 主幹又は副主幹(主幹又は副主幹を置かないときは、主査)は、課長を補佐し、課長に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 主査は、上司の命を受けて担当する事項を処理する。

(職員の相互協力)

第5条 職員は、相互に協力して業務の効率的な実施に努めなければならない。

附 則

この規則は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日規則第1号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日規則第 2 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日規則第 1 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

庶務課

- 1 組合議会に関すること。
- 2 人事に関すること。
- 3 財政に関すること。
- 4 用度管財等に関すること。
- 5 その他庶務全般に関すること。

業務課

- 1 ごみ処理に関すること。
- 2 ごみ処理施設の維持管理に関すること。
- 3 その他業務全般に関すること。